

小値賀町議会第二回定例会  
(第三日目)

一、出席議員 十名

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

横 松 立 伊 岩 浦 小 土 加 宮

山 永 石 藤 坪 辻 川 山 崎

弘 勇 隆 忠 義 英 隆 重 雅 良  
治

藏 治 教 之 光 明 郎 佳 徳 保

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	副町長	教育長	会計管理者	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	教育次長	農業委員会事務局長
山田	三浦	巖充	筒井	谷良	西久	中川	吉元	尾崎	中村	升水	大黒	大田
憲道	清敏	也	英敏	一之	久也	勝信	孝三	敏章	裕司	泰三	夫	

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 書 記

松 熊

永 脇

清 一

美 也

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第二回定例会

平成二十年六月十九日（木曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（岩坪義光議員・伊藤忠之議員）
- 第二 報告第三号 平成十九年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第三 報告第四号 平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第四 議案第三四号 専決処分事項の承認を求めることについて（小値賀町税条例の一部を改正する条例）
- 第五 議案第三五号 小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第六 議案第三六号 平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）

午前九時三十分開議

議長（横山弘藏） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、六番・岩坪義光議員、七番・伊藤忠之議員を指名します。

日程第二、報告第三号、平成十九年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） おはようございます。

報告第三号、平成十九年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、五月三十一日で額が確定しましたので、地方自治法施行令第四十六條第二項の規定により、ご報告いたします。

野崎島自然学塾村施設整備事業の繰り越しの理由は、工事に不足の日数を要したためでございます。

翌年度繰越額は、四百三十七万四千円で、財源内訳は、県補助金百九十五万円、地方債二百万円、一般財源四十二万四千円でございます。

以上、繰越明許費繰越計算の結果をご報告いたします。

議長（横山弘藏） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

おはかりします。

平成十九年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(横山弘藏)** 異議なしと認めます。

よって、報告第三号、平成十九年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、承認されました。

**日程第三、報告第四号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。**

報告についての説明を求めます。

建設課長

**建設課長(中村敏章)** 報告第四号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、平成二十年五月末におきまして、その内容を計算し、額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により、ご報告いたします。

本件に係る繰越明許費は、平成十九年度における斑地区の漁業集落排水事業で、管渠工事におきまして、当初見込んでいた地質とは違った非常に硬い岩盤によりまして、予定しておりました年度内の完成が困難となり、翌年度に繰り越したものでございます。

平成十九年度斑地区の漁業集落排水事業の補助事業費一億円のうち、翌年度繰越額は五千五百八十万円で、財源内訳として国県支出金三千三百四十八万円、地方債一千九百五十万円、一般財源二百八十二万円となっております。

以上、繰越明許費繰越計算の結果をご報告いたします。

**議長(横山弘藏)** これで報告の説明を終わります。

小辻議員

ただいまの報告に質疑ありませんか。

**四番(小辻隆治郎)** 岩盤が硬くて掘削が難航したということなんですけども、その前、事前調査をおそらくしたはずなんですけど、事前調査は聞いたところ、別に問題はなかったというような話でした。

どこをその調査したのかと、こういうふうな事態になればですね、その辺はどうお考えですか？

**議長(横山弘藏)** 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

ボーリング調査はやっております。

しかし、圧縮試験、一軸圧縮試験ですけど、これについてはですね、もう斑地区につきましては、岩が露出してありますので、露出した岩盤が「多孔質玄武岩」と言いまして、比較的強度の、中硬岩以下と言われる岩質でした。

ですから、ボーリング費用をあまりかけたくないということもありましたし、岩の高さだけはですね、確定しております。

それで、軟岩で当初計画してございましたけど、非常に硬くて、コア採出しまして、圧縮強度を確認したところですね、通常「硬岩」と言われるのは、「五百以上」が硬岩と言うわけなんですけど、「千」から超えておりました。非常に硬い岩盤です。

で、事前調査はですね、さっきお話しましたけど、岩の高さだけを確認しております。岩質につきましては、露出してありますので、その岩質で設計はしております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） ただいまの件について関連をしてお伺いしておきますが、下水道に関しては、当議会においてもぜひぶん検討をいたしましたし、以前においてもそうですが、そのときに、斑をやるということにおいては、『岩』の問題というのは当初から非常に関心をもってた状況でもあります。議会においてもですね…。

そういう状況の中で、事前の調査というのをそれぐらいで終わってたというのは、如何なものかなあと…。

議会においてもそれほど関心を持たなかったものであれば、当然同じように関心を持たなかったらどうなあとというふうには考えられますが、そうではなくて、議会においても「斑地区については特別ではないか。」と、「あれだけ岩が出てくるというのはどうなんだろうか。」と。勿論、その「軟岩なのか・硬岩なのか」という話はそのときは出ておりませんが、少なくとも、議会においてはそういうことを非常に心配したという経緯があるわけですから、「それはそのとおりになったやないか！」という話になるわけで、そういう点では聊か事前においての調査というのは、少し杜撰ではなかったかなあという気がするんですが、その辺もう少し説明をいただきたいと思いますが、その辺は加味してやられたんでしょうね？

それとも、議会を無視して「大したことない。」というようなことで出発されたのかということをお伺いします。

議長（横山弘藏）

建設課長

**建設課長（中村敏章）** お答えいたします。

岩質につきましてはですね、先ほど答弁いたしましたけど、露出しておりますので、その露出した岩がそのまま土中に入っているんだろうという想定でした。

それで、岩盤が出るといっているのはもう判っておりまして、各管路ごとですね、ボーリング調査はしております。

それで、コア採出しまして、その一軸圧縮強度をしたらですね、その時点で岩質というのは、「硬岩」であるというのは確認できたとは思われるんですけど、要に、ボーリングのときのコアを採出する場合ですね、かなり金額的に張るものから、ですからもう、高さだけ判ったらいんじゃないかという考えでやっております。

決して議会を軽視したわけではございません。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

**七番（伊藤忠之）** これは十九年度の補正三号で、おそらく繰越明許にしては議論したことを思います。

それで、今回の繰越計算書の中の、五千五百八十万、これの国庫支出金とか地方債、一般財源の中の割合は、当初予算とは変わってませんか？同じでしょうか？

当初予算の国庫補助金の割合と、今度、繰越明許費の五千五百八十万の中の、この割合は、当初予算と同じでしょうか。

**議長（横山弘藏）** 建設課長

**建設課長（中村敏章）** 当初予算と国庫補助率等については、同率でございます。

国庫支出金は、六〇%、これは当初から今回の繰り越しに係る財源内訳につきましても一緒でございます。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

おはかりします。

平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を承認することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

よって、報告第四号、平成十九年度小値賀町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり、承認されました。

日程第四、議案第三四号、専決処分事項の承認を求めらるることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 議案第三四号、専決処分事項の承認を求めらるることについて説明いたします。

最近における社会経済情勢等に鑑み、個人住民税について、寄附金控除の拡充、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し、並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、公益法人制度改革に対応した所要の改正を行うとともに、非課税等特例措置の整理合理化を行う必要があるために、今回の税制改正が行われたものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律「平成二十年法律第二十一号」、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令「平成二十年政令第五百二十二号」及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令「平成二十年総務省令第五十七号」が、平成二十年四月三十日にそれぞれ公布され、原則として公布の日から施行されることになりました。

これに伴いまして、早急に税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、四月三十日付で専決した次第でございます。

それでは、改正の概要を説明いたします。

第十九条・第二十三条は、税制改正により適用条文及び文言の改正でございます。

第三十一条は、税制改正による適用条文及び文言の改正、並びに法人の区分の改正でございます。

第三十三条・第三十四条の二は、税制改正による文言の改正及び追加でございます。

第三十四条の七及び附則第七条の四「寄附金税額控除」及び「寄附金税額控除における特例控除額の特例」につきましては、今回の税制改正により、平成二十一年度以後の各年度分の個人の市町村民税に係る寄附金税制について追加したものでございまして、控除対象寄附金の拡大等として、寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるもの、現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率を六%とすること、寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の三〇%に引き上げること、寄附金控除の適用下限額を五千元に引下げることの四点、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しとして、都道府県又は市区町村

に対する寄附金については、控除対象寄附金の拡大等の税額控除に加え、当該寄附金が五千円を超える場合、その超える金額に九〇%から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額の五分の三に相当する金額を市町村民税から税額控除するものとございます。

第三十四条の八・第三十四条の九・第三十六条の二・第三十八条・第四十一条・第四十四条・第四十五条・第四十六条・第四十六条の二・第四十七条につきましては、税制改正による適用条文及び文言の改正でございます。

第四十七条の二から第四十七条の六までの「公的年金等に係る特別徴収」関係につきましては、今回の税制改正により、平成二十一年度から次のとおり、公的年金からの特別徴収制度を創設することとしました。

一つ目、特別徴収の対象者は、納税義務者のうち前年中に公的年金等の支払いを受けた者で、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている六十五歳以上の者。

二つ目、特別徴収の対象税額は、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額とする。

三つ目、特別徴収の対象年金は、老齢等年金給付とする。

四つ目、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難と認める者については、特別徴収の方法によって徴収しない。

五つ目、同一の特別徴収対象年金所得者について老齢等年金給付が二つ以上あるときは、一つの老齢等年金給付から公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額を徴収する。

六つ目、特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払いをする者とし、年金保険者は老齢等年金給付の支払いをする際に、徴収した税額をその徴収した月の翌月の十日までに市町村に納入する義務を負う。

七つ目、特別徴収対象年金所得者は、当該年度の四月一日から九月三十日までの間において、前年度の十月一日からその翌年三月三十一日までの間に特別徴収の方法により徴収された額に相当する額を、当該年度の十月一日から翌年三月三十一日までの間において、公的年金等に係る所得割額及び均等割額から当該年度の四月一日から九月三十日までの間に徴収すべき額を控除した額を、老齢等年金給付から特別徴収の方法によって徴収する。

八つ目、新たに特別徴収の対象となった特別徴収対象年金所得者は、当該年度の十月一日から翌年三月三十一日までの間において、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の二分の一に相当する額を老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収し、当該年度の四月一日から九月三十日までの間は、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額から

当該年度の十月一日から三月三十一日までの間に徴収すべき額を控除した額を普通徴収の方法により徴収する。

九つ目、市町村と年金保険者の間の通知については、社会保険庁又は地方公務員共済組合連合会及び総務大臣が指定する法人を通じて行う。

第四十八条・第五十条・第五十一条・第五十四条・第五十六条・第三百三十一条の「法人町民税」及び「固定資産税」、並びに「特別土地保有税の納税義務者等」につきましては、税制改正による適用条文及び文言の改正でございます。

附則第四条の二「公益法人等に係る町民税の課税の特例」の追加は、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる法人が寄附を受けた財産が、公益目的事業等でなくなるなど、一定の事由により非課税承認が取り消された場合は、当該寄附を受けた公益法人等に対して、譲渡所得等に係る町民税の所得割を課することとしたものでございます。

附則第五条・第六条・第七条・第七条の三・第八条・第十条の二・第十条の三につきましては、税制改正による適用条文及び文言の改正でございます。

附則第十六条の三「上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例」につきましては、所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等を有する場合、当該上場株式等に係る配当所得は、当該納税義務者は三%の税率で申告分離課税を選択できる。また、申告する上場株式等に係る配当所得の合計額については、総合課税と申告分離課税の選択適用とすることとしたものでございます。

附則第十六条の四・第十七条・第十八条・第十九条・第十九条の二につきましては、税制改正による適用条文及び文言の改正でございます。

附則第十九条の三「上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例」につきましては、廃止するものでございます。

附則第十九条の五「源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例」について定めたものでございます。

附則第十九条の六「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除」につきましては、平成二十二年度以後の各年度の個人の町民税について、前年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき又は前年以前三年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、これらの損失の金額を上場株式等に係る配当所得の金額から控除するものとするこ

と。ただし、前年以前に既に控除した者を除く及び申告分離課税を選択した者に限ることを定め、税制改正による適用条文及び文言の改正でございませう。

附則第二十条・第二十条の二・第二十条の四につきましては、税制改正による適用条文及び文言の改正でございませう。

附則第二十一条「旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告」につきましては、公益社団法人又は公益財団法人が設置する施設について、非課税とすること。また、特例社団法人及び特例財団法人も同様とすること。一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていた者について、平成二十五年度分まで非課税とすることを定めたものでございませう。

第三十四条の七の関係で別表を追加しております。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれに定める日から施行する。

附則第一条第一号、平成二十一年一月一日、同じく第二号、平成二十一年四月一日、同じく第三号、平成二十二年一月一日、同じく第四号、平成二十二年四月一日、同じく第五号、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行の日、同じく第六号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日、「個人の町民税に関する経過措置」附則第二条は、別段の定めがあるものを除き、改正後の町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成十九年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。同じく附則第二条第二項から第二十四項までについては、それぞれに定められた経過措置を適用する。

「法人の町民税に関する経過措置」附則第三条は、別段の定めがある者を除き、改正後の町税条例の規定中、法人の町民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。同じく附則第三条第二項から第四項までについては、それぞれに定められた経過措置を適用するものでございませう。

「固定資産税に関する経過措置」附則第四条は、別段の定めがある者を除き、改正後の町税条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。同じく附則第四条第二項については、定められた経過措置を適用する。

以上、専決処分事項の承認を求めることについての概要を説明いたしました。  
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石議員

**八番（立石隆教）** 第三十四条の七というところが、「寄附金税額控除」というところでございますが、これの内容とどうか、この辺のところは、例のように、よく言われている『ふるさと納税』の方と関連をするものであるのかどうかということ、まずは伺いたいと思います。

**議長（横山弘藏）** 財政課長

**財政課長（西村久之）** お答えします。

おっしゃるとおり、今、マスク等で言われております『ふるさと納税』というものでございまして、まあ「納税」とついでおりますけども、市町村に寄附するというところで、寄附金控除の項目が設けられた次第でございます。

**議長（横山弘藏）** 立石議員

**八番（立石隆教）** その三十四条の七のところに、「五千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額」、「所得割の額から控除するものとする。」というふうになっておりますが、これは小値賀に住んでいる人が、例えば、福岡市に『ふるさと納税』という形で寄附をしたいということになれば、そのときにこれが発生するということですか。所謂、逆に東京に住んでいる人が、小値賀に寄附をしたいという話になると、その控除は東京で行われるということですか。

ですから、その辺のところの、この条例に書いてあるのは、あくまでも小値賀に住んでる人間が、例えばお嫁さんに来た人が、自分の故郷の『佐賀市』にそういうことで寄附をしたいというときに、小値賀の方で控除されるということなのだということ、まず確認をしたいと思います。

**議長（横山弘藏）** 財政課長

**財政課長（西村久之）** 今、おっしゃいましたようにですね、例えば、小値賀の人が福岡・東京などに寄附をした場合に、その税額控除を、その寄附したところの市町村で行うということでございますので、やったところじゃなくて、やった人の

地元で、この税額控除を受けられるということでございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） そういたしますと、手続き上ですね、どうなるのかなと思うんですけども、例えば、小値賀の人が福岡に寄附をしたいという場合は、直接、福岡にまず送って、そこでその受領した『受領書』をもらって、それを添付してという形になるんでしょうか？

まさか、小値賀町を通してということはないんでしょうが、その辺は具体的にどうなりますか？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） その手続きにつきましては、その寄附にも問題があるんですけども、寄附をさっき言いましたように、「社会福祉目的」と言いますか、目的のあった条例を定めたところの市町村しか寄附をすることができないようになつておりますけども、その市町村に寄附をしますと、そこから『受領書』というのをもらいます。

その受領書ですね、税務署にも確定の還付申告をしますし、市町村にもその受領書で税額控除の申告をするというふうになります。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） そういうことであれば、小値賀の方が逆に寄附をいただくようなケースを作るという場合においては、そうした目的と言いますか、福祉なら福祉というようなことに対しての『受け皿』というものを、条例できちんと作らなければ、そういうふうなものはいただけがないという形になるんですね、その確認をしておきます。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） おっしゃるとおりでございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） その目的という形がアウトに大きく捉えていい場合と、なるべく小さくしろという場合がありますね、例えば、一般的に「小値賀の運営に使ってください。」というのは、OKなのか、駄目なのか。

福祉の中でも、例えば、「老人福祉に使うために、こういうふうな形で町とすれば受け入れの窓口を作ります。」という形まで細かくしないといけないのか。或いは、「老人関係のこういう建設をしたいので、建設費に対して。」というふうなこ

とまで書かないと、条例で作らないといけないのか、その辺のところはどうなりますか？

**議長（横山弘藏）** 財政課長

**財政課長（西村久之）** 一応、モデル的なものはまだ示されておりませんが、私たちが説明会でもらった資料の中にはですね、「住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるもの」というふうの説明されておりまして、住民の福祉の向上につながるような目的で作られるものですね、例えば、老人福祉に使うとか、身体障害者福祉に使うとか、そういうふうに住民の福祉の向上につながるもの、例えば、学校を造るから「学校建設資金」というふうなものも、住民の福祉の向上の一環になるのではないかなあというふうに思っておりますけども、そういうふうなところも踏まえてですね、この条例ができたというふうに思っておりますので、細かいところまでは制限がございませんので、そういうことをご理解していただきたいと思います。

**議長（横山弘藏）** 立石議員

**八番（立石隆教）** 今度は逆に、小値賀以外に住んで、小値賀はこういう制度ができたから小値賀に寄附をしたいと思っている人たちが、小値賀町がこういうふうなものをするということ、「寄附をしてください。」ということについては、こっちがアピールしないと判らないですよ。

そうすると、こっちが如何にアピールするかっていうのは、自由にしていいんでしょかね。例えば、小値賀出身者に『パンフレット』を渡すとかっていうことは可能なのか。そんなことはしないで、自主的なものにおいてのみ、それが可能だとするのかっていうことについては、つまり、向こうから問い合わせがない限りは、こっちからアクションが起こせないのか、アクションは起こしていいのか、その辺のところはどうですか？

**議長（横山弘藏）** 財政課長

**財政課長（西村久之）** 今の、ほかの他町村の例でいきますと、小さい市町村はまだこういうふうなホームページとか、パンフレットを作ったりとかということ、情報発信はしておりませんが、大きい県とか、市町によりまして、「ふるさと納税」と言いますか、寄附をしてください。こういうふうな条例を作りましたから。というところで、広報とか、パンフレットですね、それからホームページ等で情報発信をしている例がありますけども、今のところ、うちはまだしておりません。そういうことで、当然アピールして、パンフレットを作ったりとか、そういうふうものをしていくべきではないかなとい

うふうに思います。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三四号、専決処分事項の承認を求めるところについてを採決します。

おはかりします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第三四号、専決処分事項の承認を求めるところについては、原案のとおり承認することに決定しました。  
しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	二分	—
—	再開	午前	十時	十分	—

**議長（横山弘藏）** 再開します。

日程第五、議案第三五号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

財政課長（西村久之） 提案理由を申し述べる前に、私の不手際で差し替えがありましたことをお詫びいたします。

差し替えよろしく願っています。

議案第三五号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律「平成二十年法律第二十一号」、地方税法施行規則等の一部を改正する省令「平成二十年総務省令第五十七号」が、平成二十年四月三十日に可決成立し、同日公布されたことになりました。

また、今回、税率を改正いたしたく、ご提案するものでございます。

それでは、改正の概要を説明いたします。

第二条は、基礎課税額の限度額を五十六万円から四十七万円に減額、後期高齢者支援金等課税額の限度額を十二万円と定め、法改正により文言を追加するものでございます。

第三条は、被保険者に係る所得割額の税率を八・八%から四・四%に改め、法改正により、一部文言を削除するものでございます。

第五条の二は、被保険者に係る世帯別平等割額を、現行二万一千円から特定世帯七千円、特定世帯以外一万四千元へ改正するものでございます。

第六条は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の率を、三・〇%と定めたものでございます。

第七条は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の均等割額を、八千円と定めたものでございます。

第七条の二は、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を、特定世帯四千五百円、特定世帯以外の世帯を九千円と定めたものでございます。

第八条は、介護給付金課税被保険者に係る所得割額を、二・二〇%から二・〇〇%に改正するものでございます。

第九条は、介護納付金課税被保険者に係る均等割額を、八千四百円から七千円に改正するものでございます。

第九条の二は、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を、八千四百円から八千円に改正するものでございます。

第十一条・第十三条・第十九条・第二十条・第二十二條は、法改正により関係条文の改正及び一部文言を改正・削除するものでございます。

第二十三条第一項は、納税義務者に対する課税限度額を、五十六万円から四十七万円に、後期高齢者支援金等課税額の限

度額を十二万円に、同条第一号被保険者に係る世帯別平等割額の七割軽減額を、特定世帯四千九百円、特定世帯以外の世帯九千八百円に、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の均等割額の七割軽減額を五千六百円に、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の七割軽減額を、特定世帯三千五百円、特定世帯以外の世帯六千三百円に、介護納付金課税被保険者に係る均等割額の七割軽減額を、五千八百八十円から四千九百円に、介護納付金課税被保険者に係る均等割額の七割軽減額を、五千八百八十円から五千六百円にそれぞれ改正追加するものとごさいます。

同条第一項第二号は、法改正による一部文言の削除及び被保険者に係る世帯別平等割額の五割軽減額を、特定世帯三千五百円、特定世帯以外の世帯七千円に、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の均等割額の五割軽減額を、特定世帯二千二百五十円、特定世帯以外の世帯四千五百円に、介護納付金課税被保険者に係る均等割額の五割軽減額を、四千二百円から三千五百円に、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額の五割軽減額を、四千二百円から四千円にそれぞれ改正追加するものとごさいます。

同条第一項第三号は、被保険者に係る世帯別平等割額の二割軽減額を、特定世帯千四百円、特定世帯以外の世帯二千八百円に、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の均等割額の二割軽減額を千六百円に、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の二割軽減額を、特定世帯九百円、特定世帯以外の世帯千八百円に、介護納付金課税被保険者に係る均等割額の二割軽減額を、千六百八十円から千四百円に、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額の二割軽減額を、千六百八十円から千六百円にそれぞれ改正追加するものとごさいます。

附則第二項は、法改正による一部文言の追加及び削除でごさいます。

附則第三項から第八項は、法改正により削除するものとごさいます。

附則第九項から第十六項は、法改正により一部文言の追加及び適用条文を改正し、第九項を第三項に、第十項を第四項に、第十一項を第五項に、第十二項を第六項に、第十三項を第七項に、第十四項を第八項に、第十五項を第九項に、第十六項を第十項に、それぞれ改正するものとごさいます。

施行期日は、公布の日とし、改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成二十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三五号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第三五号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

**日程第六、議案第三六号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長

**財政課長（西村久之）** 議案第三六号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）について説明いたします。

今回の補正予算は、「小値賀町担い手育成リースハウス建設事業」に係る財源の組み替え及び前年度繰越金の額の確定に

よる補正が主なものでございます。

第一条は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一千七百五十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十五億八千七百五十万円とするものでございます。

第二条は、第二表「地方債補正」に示しますとおり、「小値賀町担い手育成リースハウス建設事業」の借入限度額を、五百万円から二千二百五十万円へ増額するものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により、概要を説明いたします。

歳入では、十三款・国庫支出金、二項・国庫補助金、六目・教育費国庫補助金を二百六十一万円増額し、国庫補助金の総額を六千六百九十九万七千円としております。

十四款・県支出金、二項・県補助金、二目・民生費県補助金を二十九万五千円減額、同じく四目・農林水産業費県補助金一千万円の前減額は、ながさき「食と農」支援事業費補助金でございます。同じく五目・商工費県補助金を十八万円増額、同じく、八目・教育費県補助金を百九十九万八千円増額し、県補助金の総額を二億三千八百四十五万五千円としております。同じく三項・委託金、一目・総務費委託金を十八万一千円増額し、委託金の総額を一千六百九十七万一千円としております。

十七款・繰入金、一項・基金繰入金、六目・地域福祉振興基金繰入金を六百五十二万五千円繰り戻し、基金繰入金の総額を一億六百九十九万一千円としております。同じく二項・特別会計繰入金、一目・老人保健事業特別会計繰入金を一千百九十七万三千円増額し、特別会計繰入金の総額を一千九百九十七万五千円としております。

十八款・繰越金、一項・繰越金、一目・繰越金を三万二千円減額し、繰越金の総額を一千九百九十六万八千円としております。

二十款・町債、一項・町債、四目・農林水産業債一千七百五十万円の増額は、ながさき「食と農」支援事業補助金五百万円の減額と、小値賀町担い手育成リースハウス建設事業二千二百五十万円の増額によるものでございまして、町債の総額を二億三千百万円としております。

歳出では、二款・総務費、二項・徴税費、一目・税務総務費は財源調整、同じく二目・賦課徴収費を二百万円増額し、徴税費の総額を二千八百四十三万円としております。同じく四項・選挙費、七目・海区漁業調整委員会委員選挙費を二十万円増額し、選挙費の総額を百五十五万円としております。

三款・民生費、一項・社会福祉費、一目・社会福祉総務費は財源調整、同じく三目・老人福祉費を十七万四千円増額、同じく四目・身体障害者福祉費を二十八万円増額し、社会福祉費の総額を二億六千七百八十一万九千円としております。

五款・農林水産業費、一項・農業費、二目・農業総務費を二十七万一千円増額、同じく三目・農業振興費二百七十四万六千円の増額は、「小値賀町担い手育成リースハウス建設工事」に係る補助事業から地方債による単独事業へ組み替えるものでございまして、農業費の総額を二億二千九十二万六千円としております。同じく二目・林業費、一目・林業振興費を二万円増額し、林業費の総額を二十六万二千円としております。同じく三項・水産業費、五目・漁港建設費を三百万円増額し、水産業費の総額を三億七百九十四万五千円としております。

六款・商工費、一項・商工費、一目・商工総務費を百九十一万五千円増額、同じく三目・観光費を三百九十万円減額し、商工費の総額を六千三百三十六万六千円としております。

七款・土木費、一項・土木管理費、一目・土木総務費を一万円増額し、土木管理費の総額を九千七百一十八千円としております。同じく二項・道路橋梁費、二目・道路維持費を五十万円増額し、道路橋梁費の総額を一千七百九十九万円としております。同じく三項・住宅費、一目・住宅管理費を二十六万二千円増額し、住宅費の総額を九千四百二十五万九千円としております。

九款・教育費、一項・教育総務費、二目・事務局費を三十万円増額し、教育総務費の総額を三千三百四十八万八千円としております。同じく七項・社会福祉費、二目・公民館費を十五万七千円増額、同じく五目・文化財保護調査費を百五十七万円増額、同じく七目・世界文化遺産登録推進事業費を六百二十六万四千円増額、同じく八目・ふれあいプラザ整備事業費を百六十八万五千円追加し、社会教育費の総額を六千六百二十七万三千円としております。

十三款・予備費を四万六千円増額し、予備費の総額を四百九十七万円としております。以上、小値賀町一般会計補正予算（第一号）について説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

**議長（横山弘藏）** これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第十三款・国庫支出金

立石議員

八番（立石隆教） この国宝重要文化財保存整備費補助金ということで、括弧で「世界文化遺産登録推進事業」ということを書いてますが、この国庫補助金については、使用の目的があると思うんですが、これはハードには使えないものですね。どういふふうなもの、限定があるのかということをお聞かせください。

議長（横山弘藏） 教育次長  
教育次長（大黒泰三） お答えします。

世界遺産登録につきましては、議員もご承知のことと思いますけど、本年度、国の方が世界遺産の登録推進について、進めるにあたって「調査かれこれを急ぎなさい。」ということ、現在、十九年度の予算の中では、景観の保存地区の選定と、その調査が終わったからの計画書ですかね、そういう分について「早急に調査を行いなさい。」ということ、本来、当初予算で上げるべきでしたが、まだ国との調整がつかず、今回の六月の補正に上げたわけですけど、内容といたしましては、そういうふうでハードじゃなくて、専門家あたりを入れて調査、それから調査の結果、そういうのをするための事業でございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十四款・県支出金

松永議員

九番（松永勇治） 二項・県補助金の、民生費県補助金、一節の社会福祉費補助金の中ですね、要援護高齢者ふれあい給食事業が全額、五十万五千円が五十万五千円、今回減額されておりますが、その理由とですね、それから、委託金ですね、一目・総務費委託金、選挙費委託金ですね、これは海区漁業調整委員選挙の補欠選挙ちゆうことで、これは当初にですね、一般選挙分については、県の委託金が十八万一千円で、これは総額二十二万二千円組まれとるわけですけど、補欠選挙も一般選挙と一緒にあるんですか？それは総務の方にお願ひします。

議長（横山弘藏） 住民課長  
住民課長（中川一也） お答えいたします。

要援護高齢者ふれあい給食事業でございますが、低所得者向けの配食サービスの県単の補助でございましたが、平成二十

年度からその制度自体が廃止されたものでございます。

介護保険の地域支援事業として若干、十八年度から移行してりましたが、二十年度からは完全に一般会計の方ではそういった補助制度はなくなったということでございます。

議長（横山弘藏） 総務課長

総務課長（谷 良一） 今回の補正に上げておりますのは、委員のうち一名が亡くなりまして、五月に亡くなっております。

それで、当初に上げた分は任期満了によります海区の一般選挙でございますが、今回の補欠選挙におきましては、任期満了まで二ヶ月以上あるということ、一ヶ月未満であれば選挙は必要でなかったんですが、一ヶ月以上であるということ、補欠選挙が必要になりましたので、予算を上げさせていただきます。

当然、任期満了になります当初予算に上げておりますのは、七月にある予定であります。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教） 先ほどと同様に、県費の方も世界遺産の登録推進事業出てますが、これは国の補助金と連動してるといふことで、率が決まってるんでしょうか。「負担率」と言いますか、決まっていれば教えてください。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（大黒泰三） お答えします。

県費の分については、補助対象額の四〇％でございます。

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） その下に、教育文化振興費補助金（旧野首教会現況調査事業）、先ほどの登録推進事業の中でも、「調査・計画書云々」というのがありました。これも同様の種類のものでしょうか？

それと、人は別の形になるものでしょうか？

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（巖 充也） 私の方からお答えさせていただきます。

最初の質問はですね、あれは重要文化的景観の策定でございます。

これは、文化財保護法が基本になって、重要文化的景観を策定しなきゃいけない、それから調査もしなきゃいけないとい

うことで、専門家による調査を今考えております。その部分が国補助金の二百六十一万円という金額でございます。

で、今回の県の分については、野首教会をもし世界遺産に登録される場合は『国の指定』を受けなきゃいけないと、そのための野首教会及びその周辺ですね、調査をせざるを得ないということで、その部分の費用として歳入と歳出に計上しております。

以上でございます。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） 県補助金の五目・商工費県補助金で、初めて市町金融広報生活設計事業費補助金というのが出ております。

「二十一世紀まちづくり」とは関係ないんでしょうけども、その制度の中身と、制度趣旨というかですかね、その辺の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

この事業の補助金につきましては、目的が消費者行政の一環として、健全で合理的な生活設計、並びに暮らしに関する金融知識の啓発普及を図るというような、そういうような事業でございます。補助率が十分の十になっております。

それで、当町で考えてる内容といたしましては、多重債務、そういったものを防止するための講演会ということで、今回計画を上げさせていただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

六番（岩坪義光） 先ほど、松永議員さんの質問したと関連しますけども、民生費県補助金、これの五十万五千円減額、要援護高齢者ふれあい給食、これは廃止されたとの意見でしたけども、歳出でもこの減額された分がまた一般財源で上がってきておりますけども、今後、この減額されたことで、どういうふうなことを考えておるのか。それとも、減額されたことで、低所得者に負担をこれから少しさせるのか、そういうことをお考えでしょうか。

そういうところを、ちよつと教えていただきたい。

議長（横山弘藏） 住民課長

住民課長（中川一也） お答えいたします。

この配食サービスにつきましては、十九年度実績で約七十二名に八千食程度配食サービスを行っております。個人の負担が三百円で、町の補助が三百五十円、一食当りですね。それに合わせて、この県費が入った場合は、県費をそのまま社会福祉協議会に流している状況でございます。

今回、この特定財源が減ることで、予算上は一般財源に組み替わっております。社協の方も配食の、一食を作るのにかかる経費というのが非常に厳しい状況であります。数年前に協議をして、個人負担を若干上げ、全体を下げ、町の補助金を少し減らした経緯がございます。

今回のこの状況につきましても、社協の方と協議して更なるコストダウンの方向性とか、そういった協議は研究するということということで話しているんですが、ご存知のように、原油高に伴う諸物価の値上がり等もございまして、非常に厳しいなというふうに考えております。

今後更に検討を進めてまいりたいと思えます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 農林水産業の補助金の中の県補助金、これは多分、担い手公社のリースと思えますけども、この県補

助金を一千万減額して、町単独の事業に回すという趣旨説明でありましたけども、そこまで至った経緯をご説明願います。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） ご説明いたします。

この担い手公社のハウスの建造につきましては、ながさき「食と農」の支援事業の県補助を活用した、担い手公社が主体となった築造を考えていたわけなんですけど、県との協議の中で、いろいろな諸問題、採択要件ですね、担い手の算入の問題ですね、そしてリースハウスの築造の時期の問題、それとその利用をどうするのかと、公社の卒業生だけで運営できるのかという問題がありました。

そしてまた、財政的にこの県補助を利用するよりも、町が主体となれば、農業債というか、辺地債の対象になるということで、断然財政的に交付税の算入を考えますと、八割の交付税が入ってくるということで、財政面から考えると、もう断然有利だということで、組み替えと言うか、町単独の事業の実施に踏み切ったわけです。

議長（横山弘藏） 伊藤 議員

七番（伊藤忠之） それでは、例えば町単独事業になる場合には、勿論、財政課と十分な協議をしたことと思えますけども、じゃあ、財政課長にちよっとお尋ねしますけども、先ほどの専門幹とちよっと答弁がダブルかも知れませんが、財政課長が町単独事業で踏み切るという考えの、主な原因は何でしょうか。

議長（横山弘藏） 財政課 長

財政課長（西村久之） 先ほど、専門幹からも説明がありましたけども、このリースハウス建設工事を町単独で工事をするわけですけども、その採択要件に合いましたので、その全額ですね、例えば、今まで二千二百五十万円の予定ですけども、これ全額辺地債の対象事業ということで、百%算入ということでございますので、補助金をもらってその足りない分に一般財源をやるよりも、これを全額起債を借りて辺地債で交付税措置をもらった方が有利ということで、そちらの方を選択させていただきます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十七款・繰入金

小辻 議員

四番（小辻隆治郎） 繰入金で、地域福祉振興基金繰入金が六百五十二万五千円減額になってますけども、当初、予定より大きな金額が減少した理由をお願いします。

議長（横山弘藏） 財政課 長

財政課長（西村久之） 当初予算で一般財源の不足する分を基金から繰り出していただけですけども、今回、その分を繰り戻していただくということで、ご理解していただきたいと思えます。

議長（横山弘藏） しばらく休憩します。

—	休 憩	—
—	再 開	—
—	午 前	—
—	午 前	—
—	十 時	—
—	四 十 分	—
—	—	—

議長（横山弘藏） 再開します。

繰入金、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十八款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第二十款・町 債

松永議員

九番（松永勇治） 確認をしておきますが、これは、ながさき「食と農」支援事業補助金（経営体育成支援事業）五百万と、それから金額にはあれはございませんけど、小値賀町担い手育成リースハウス建設事業、これは事業名が変わったということですね。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 事業名がおっしゃるとおり変わったということ、当初、補助残に五百万起債を借りる予定をしてたんですけども、これを全額落としていただきまして、全額起債の対象事業としたということでございます。

事業は同じ事業でございます。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 後で、第二表の『地方債補正』のところ、あれするために確認したわけでございます。

後でお尋ねします。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 歳出に移ります。

第二款・総 務 費

松永議員

九番（松永勇治） 二目のですね、二十三・償還金、利子及び割引料、過誤納還付金二百万円が計上されておりますけど、これの税目と、還付理由をお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

これは市町村民税でございます、昨年、税源移譲により、住民税と国税のバランスをとって総額では変わらないという

ふうな措置をとりましたけども、今回、何らかの理由によつてですね、町民税はかかっても、国税がかからない人が出てきております。

そういう人たちは、たくさん取られただけで減額する対象の恩恵を受けてないということで、今回、その分についての還付を、元の税率に戻して返すということで計上させていただきました。

人数的には…、あつ、すいません、聞かれておりませんが、大体七十名程度おると思います。

議長（横山弘藏） 松永議員

九番（松永勇治） 十九年度、過年度分ですね。二十年度分じゃないんですね。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） おっしゃるとおり、十九年度で調整がつかまないので、今年度でその差額の分を還付するというところでございます。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第三款・民生費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第五款・農林水産業費

九番（松永勇治） これはお尋ねです。

松永議員

これは先ほど、いろいろと説明で、財政的に有利であるので、この小値賀町担い手育成リースハウス建設工事を町直轄で行うということですが、これは別に外郭団体の支援事業を、町直轄でもやっても、県とは何か相談されたということですので大丈夫だと思えますが、その点如何ですかね？

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） その点は、おっしゃるとおり、県とも協議をしておりますし、外郭団体が主になるんじゃないかと、うちが主になってそのハウスを作るということで、了解をいただいております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

浦議員

五番（浦 英明） 工事請負費のですね、柳漁港の浮棧橋、これの補修工事、この内容についてお尋ねいたします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えいたします。

柳漁港の浮棧橋、ポンツーンのですね、コーナープレート、この部分はかなり腐食しております。これの取り替えと、あと渡橋の床版部分がめくられて、何か引つかかるような感じになっておりますので、これの塗装のやり替えですね、砂入りの樹脂系の塗装でやり直す計画をしております。

議長（横山弘藏） 小 辻 議員

四番（小辻隆治郎） 農業費のですね、二十四節・担い手公社の出資金が五百万減額になっております。

ということは、結局何て言うか、五百万の金が要らなくなったということなんでしょうけども、その理由についてお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹（尾崎孝三） 当初、担い手公社のリースハウスの建設については、担い手公社が主体となるということと、事業費の二千万のうち、一千万が県の補助、その残りの一千万を町が二分の一、担い手公社が二分の一「五百万」を負担しなければいけないところを、担い手公社にはその五百万を負担する余裕がありませんので、その分を町が負担するという形で、出資という形で計上したものです。

今回、町の主体となった事業で展開するわけですから、不要となりましたので、落とさせていただきました。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第六款・商 工 費

伊藤 議員

七番（伊藤忠之） 商工総務費の中で、十一節・修繕料五十万の内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏） 産業振興課長

産業振興課長（吉元勝信） お答えいたします。

この修繕料五十万の計上につきましては、町内に点在しておりますバス待合所というのがありますが、そちらの方が老朽

化、或いは修繕が必要になった部分がありますので、今回まとめてですね、修繕を行おうということで、計上させてもらっております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第七款・土 木 費

浦 議員

五番（浦 英明） 二目の道路維持費ですね、これの五十万上がってますけども、町道野崎本線防災応急工事ですか、この内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） 議員、ご存知のように、野崎本線はかなり幅員が狭く、あちこちですね、傷んでおります。

で、今回、応急的な工事としまして、その主なものは拡幅です。五十センチから一メートルぐらい山側を切り取って、あと石垣の崩壊した箇所を「袋詰めコンクリート」と言いまして、土嚢袋の中にコンクリートを入れてまして、それで石垣みたいに突き上げるといって、そういった箇所をですね数箇所、十何箇所実施しております。

それは当初予算に組んでいたんですけど、補修箇所が増えましたので、その分、今回、補正をさせていただいております。

議長（横山弘藏） 浦 議員

五番（浦 英明） ただいまの答弁について、ちょっと私に分からないところがありますので、再度お尋ねします。

この野崎の道路を、今、何か土嚢を詰めて、何とかブロックということと積み上げるといふふうな答弁でございましたけども、我々が県に行つて聞いたところによりますと、「石垣等を築いて、そういうふうにはやらないと景観を損なうので、そういう工事をすべきではないだろうか。」ということとございましたけども、この件についてはどういふふうにごえておりますか？

議長（横山弘藏） 建設課長

建設課長（中村敏章） お答えします。

確かに議員おっしゃるとおりですね、袋詰めコンクリートについては景観がよろしくありません。

そして、先ほどから答弁しておりますけど、これはあくまでも一時的な補修でございまして、恒久的な防災工事ではございません。応急措置ということでですね、確かに石積みの方がいいんですけど、石積みにした場合ですね、費用的にかなりかかるということで、応急措置として袋詰めコンクリートで実施しております。

**議長（横山弘藏）**

ほかに質疑はありませんか。

加山議員

**二番（加山雅徳）** 浦議員さんの関連質問ですが、今の、野崎のこの応急工事ですね、これは現場を課長も見られて判ったとおりですね、応急措置は解るんですが、特にこういう雨が多い場合ですね、崖っぷちの方ですね、もうかなり、この前、世界遺産の件で県の委員会の方が見えられたときですね、やはり「あそこは、やっぱりどうにかせねいかん。」ということですね、応急措置で五十万ということは解るんですが、やはりあそこは早急にですね、何か手立てをせんとですね、あくまでも町道ですね、道路管理者としてですね、ここは今後九月かなんかの補正ですね、やった方が私はいいと思います。そういう意味で、この五十万についてはですね、まあこれでいいんですが、そこら辺の、町長でも課長でも結構ですね、計画があれば答弁お願いいたします。

**議長（横山弘藏）**

産業振興課長

**産業振興課長（吉元勝信）**

お答えいたします。

確かにそういうような話があつてですね、産業振興課関連で国立公園の工事がありません。そういう中で、『自然遊歩道』という計画の中にですね、県の方が落としこんでいる状況があります。

そういう部分で県と調整しながら、もし工事が出来るようであればですね、そういうふうにさせていただきたいというふうに思いますし、当然、世界遺産ということで暫定リストに上がっておりますので、そういう工事の内容等につきましてもですね、教育委員会とか、そういった部分と調整が多分必要になるだろうと思っておりますので、早急に工事をすることには、今のところならないだろうと思っております。

**議長（横山弘藏）**

ほかに質疑はありませんか。

宮崎議員

**一番（宮崎良保）** この野崎の町道は、確かに拡幅工事をいたしましたして、道が通れるようになったんですけども、もう一つですね、ワイルドパークの入り口の門、あれが狭くてなかなか新しい軽トラックが通れないという問題が発生しております。

あの門は確か県の持ち物で、小値賀町ではどうにもならないだろうとは思いますが、それを県の方に陳情できる

かどうか考えはありませんか。

**議長（横山弘藏）** 産業振興課長

**産業振興課長（吉元勝信）** ワイルドパークの入り口の門につきましては、私の課で担当しておりますので、答弁させていただきます。

この門につきましては、確かに県の工事ですね、やっておりますので、県との調整が必要になってきます。

当面ですね、バックミラーを倒すと通れるというような状況ですので、そういうようなこともアイランドツーリズム協会にはお願いしておりますし、もし可能であれば、広げるとかですね、撤去するとか、そういった部分に関しても県と今後、調整を重ねていきたいというふうに思います。

**議長（横山弘藏）** ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 第九款・教育費

立石議員

**八番（立石隆教）** 七目でございますけど、先ほど、歳入の方でお伺いをいたしました。説明を受けましたが、文化的景観保存管理計画を策定することですが、これは先ほどの説明の中にもチラッと出ておりましたが、今のところは、あくそこは県指定の文化財ということになっておりますが、世界遺産登録に向けてはいったん、「いったん」と言いますか、国の指定の文化財にするという段階があるということですね。

それを想定して、この計画策定が必要なのだということですね、確認をしておきます。

**議長（横山弘藏）** 教育長

**教育長（巖 充也）** お答えします。

おっしゃるとおり、これが世界遺産の登録になるという場合には、県との協議の中で国の指定の手続きが必要だろうというふうに言われております。そのために、今は県の文化財の指定になっておりますので、県との協議の中で野首の教会周辺、それから地質等をですね、百五十万ちょっと金額はその調査費ということでございます。あくまでも世界遺産のための、重要文化的景観の云々というやつは、別の次元のもので、ちよっと区分けをしていただければと思います。

以上です。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） それでは、五目の方の、旧野首教会の現況調査委託料についての内容説明を求めます。

この間、修復したばかりでありまして、その後何が必要かなあという疑問がわいたもんですから、そこら辺を基にしてお答えをいただきたいと思えます。

議長（横山弘藏） 教育次長

教育次長（大黒泰三） お答えします。

旧野首教会の現況調査、これは現在、図面等がございませぬ。これを国の指定にする場合ですな、今の図面じゃなくて、新たに県が指定するところの、専門のところ調査を要請しなければいけないということで、内容としましては、図面の配置図、建造物の調査、それから破損状況、本来あつた野首の教会のいろんな資料、それと諸々の教会の周辺の調査、それは県が、「ちゃんとした専門の機関にしてくれ。」ということで、その分でございませぬ。

議長（横山弘藏） 小辻 議員

四番（小辻隆治郎） 教育費の事務局費ですな、小中高一貫教育の補助金三十万が計上されております。

これのですね、事業の内容を説明願います。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） お答えします。

昨年度は、国が、長崎県がやっているこの三地区に関しては、『新教育システムプログラム』という国の指定が昨年はございませぬ。

で、当初、国は三カ年という計画で、その新教育システムプログラムを、長崎県を指定することで、三地区の三カ年の指定があるということで、昨年は国からのお金が県を通して、高校へ六十万、小学校へ二十万、計八十万来ておりました。そのときは、県のお金は一切出さずに国からお金が来てたという経緯がございませぬ。

で、具体的に小値賀でそれぞれ高校と小学校にそのお金が来ておりました、使われた中身についてはですな、事務的経費とか、調査費、特に小学校の二十万は研究視察、先進的などの視察に、小・中・高の先生方が行った視察旅費というのが大半でございませぬ。高校につきましては、いろんなファイルとか、冊子とか、そういういろんな事務的経費が大半でございませぬ。

いました。一部、旅費的なものもございます。

今年は、その県の指定がですね、確か今年の一月頃になって、国が予算の関係上、このシステムを十九年度だけで打ち切りますということ、県も当初、確か数百万、国から下りてきてたと思うんですが、予算編成とかすべて終わった段階において、いきなり文科省から「このシステムはなくします。」という通知が『紙切れ一枚』で来た関係で、県の方も町に対する予算の措置が出来なかったという経緯があります。

で、高校の方と、学校も含めて協議した中で、最低限、事務的な経費として当面どのくらいのお金が必要かということで、三十万ということが昨年の経緯がありましたので、高校の方との調整を済ませて、その三十万の最低限の必要経費ということ、今回は組まさせていただきます。ただ、これは組まさせていただきます。

ただ、これから今進めていく中で、またいろんな問題が出てくる可能性もあります。

それから報告会、来年の二月を予定しておりますが、その報告会に向けての取り組み具合によっては、また必要な経費というものが出てくる可能性があります。それについてはまた、その辺の内容をよく精査した中で、必要があれば、補正という形でお願ひすることも考えてはおります。

以上でございます。

議長（横山弘藏） 小辻議員

四番（小辻隆治郎） この三十万は事務的経費というお話です。

国からの補助が六十万、二十万ですかね、直接あったということです。しかし、昨年度までは中高一貫教育で、確か補助金が三十万、ずうっと二年ばかり続いていたと思います。その流れかなあというふうに理解はしておりますが、今、教育長のお答えの中で、「今後の計画の中ではまた増やしていく可能性もある。」ということ、

ただ、小中高一貫教育は、町としても非常に後押しをしなければならぬ、奈留・宇久、そして小値賀、日本でも公立校としては非常に注目される、そういうような教育体制であるのですね、その中で、その計画を前もって立てるといふことも私は必要ではなかったのかなあ…。

ただ、「後で出てきたら、あと補助金をやる。」というんじゃないかと、『一年の計』は、ある程度のそういう計画はしておかんばいかなのやないかと、そういうふうに思います。

それについてはどう思いますか？

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 十九年度の、先ほど言いました『新教育システムプログラム』という国が指定したこのプログラムについては、県が文科省へ申請をして、そして文科省がそのシステムを採択したと。で、そのときに、三年という経緯がありました。で、確か今年の二月か一月に、当然県も三年という採択の期限があったので、それぞれの各市と町宛に約八十万ぐらいのお金が当初見込まれたというふうに県の方も考えておりました。

ところが、先ほど言いましたように、確か一月かと思えます。国の方から「ゼロ査定」ということで、来なくなったという経緯がありましたので、県の方もその時点ではまったく予算計上がない。

県は、平成十七年度にこの三地区を指定した中で、確か当初、十七年度は四十万かと思えます。十八年度が六十万かと思えます。小中合わせてですね。で、あと国が指定されたことで、県はまったくお金を各三地区に支出する必要がなくなりましたので、県とすれば当然その八十万が当初、各三地区に来るだろうということと、我々もそういう想定をしておりました。

で、具体的な取り組みというのは、四月から本格実施になりましたけども、必要経費をどこまで見るか、特に今回は過去三年間においては、やはり試行を含めた研究調査というものがありませんでしたので、いろんな先駆的な事例を視察するというところにもかなり費用的なものを見ておりました。

今回は、もう三年の視察の経験を踏まえたので、そういう視察的な旅費は一切今年度は考えないと。内容的で行こうというところにしたところです。

ただ、具体的にどういうものに幾ら使うかというのはですね、その時点ではまだ計画は立っておりません。で、当面、今までの実績の中で、今までやっていた事務的な経費の中の、最低限というところを今回予算を組んだという経緯でございます。

今後、この推進委員会を含めて、この取り組みがどんどん進んでいく中で、必要な部分というものが出てくれば、それは校長会を含めてですね、そういうところから意見を集約して再度必要な分については、また議会の方へご相談をしたいというふうには考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

松 永 議 員

九番（松永勇治） 先ほど、立石議員からも出ておりますけども、七項、七目の、世界文化遺産登録推進事業ですね。

これは当初ですね、八節・九節・十一節・十二節・十四節、大体全部がですね、費目設置されつつたわけですね。

それで、こういうふうに関の補助、県補助を財源として今回六百二十六万四千円組まれとるわけですけども、先ほど、立石さんからも内容を聞かれておりましたけども、内容がですね、この事業の全体的な概要をですね、簡単でいいですから説明していただきたいと思えます。

議長（横山弘藏） 教 育 長

教育長（巖 充也） 「世界文化遺産登録推進事業費」という新たな項目で今回作っております。

まだ我々もですね、全体像というのが、どれだけのものがあるかというのはまだはつきりは見えておりません。今回組んでいるのは、文化財保護法による重要文化的景観というものの、策定、計画というものをですね、作らなければいけないという、これは文科省からの調査官の、そういう指示もあります。

で、専門家というのは、考古学者とか、地質学者とか、文化関係とか、そういう専門家の調査機関を今のところ考えております。で、その中には、当然、県、それから国の担当をなさる専門調査官がその中に入ります。そういう中で、小値賀の中での重要文化的景観の策定、それから計画というものをですね、これから作り上げなきゃいけない。その最終的に纏め上げる計画書というのは、また別の予算で作らざるを得ないというふうに考えております。

国が今回指示したのは、「調査策定をしない」ということでの予算の措置がございましたので、その範囲で今考えております。で、今回、専門家あたりをお願いするのは大体十名弱で今考えております。

当然、町内にそういう専門的な方がなかなか見当たらないので、島外、長崎県内外を含めて大学教授の方とか、そういう方たちをお願いして、それでそういう専門家の調査会を開こうというふうに考えております。

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。 岩 坪 議 員

六番（岩坪義光） 七項の、八目、この委託料ですけども、幼稚園跡地と思えます。これは…。

前の、総務委員会で説明されたんですけども、何か「集落何とか何とか推進事業」で、何か国から補助が出ると…。これはもう完全に採択されて、こういう設計に入るんでしょうか？採択されたんでしょうか。

議長（横山弘藏） 教 育 次 長

**教育次長（大黒泰三）** この設計委託料でございますけど、ご存知のように、幼稚園の施設が幼保一元化で移転しまして、そのままになっております。

それで、いろいろと協議してございましたけど、本年の二月頃に、国が『集落活性化推進事業』ということで、各市町村の学校でろの、そういう廃校、そういう施設を活用したらいんじやないかということで、そういう事業を打ち出しております。

それで、その時点で手を挙げてみたんですけど、そのときは大した書類じゃなかったんですけど、まあ「該当すればもうけもん。」ということ、それから三月ぐらいなりました、「ちょっと詳しい内容を教えてくれ。」ということ、来まして、それで五月に入りまして、「補助金の申請を出さない。」ということ、これは集落活性化推進事業が二十年の四月一日に創設されております。まだ要綱かれこれも不備な部分がいっぱいありまして、一応期限が五月の十九日までということ、五月に入ってから、図書館の協議会辺りとも協議したり、図書館の職員の皆さんともレイアウトしたり、建設課辺りにもお願いして概略のその図面を作って、設計書を作って、出してあります。

で、今、六月ですけど、まだ国の方はその内容について、いろいろと照会が来ておりますので、もう二十回ぐらい県を通じていろいろと内容を照会されております。

それで、まだ今の時点では、内諾されてはおりません。これは時期的にいつになるか、ちょっと今の時点では判りません。状況は今のとおりでございます。

**議長（横山弘藏）** 岩坪議員

**六番（岩坪義光）** 「まだはつきり採択されていない。」というような答弁だったと思いますが、大体いつ頃はつきり判るものでしょうか、こういうことは…。

**議長（横山弘藏）** 教育長

**教育長（巖 充也）** 今、次長が話しましたが、実はこの集落活性化推進事業というのがですね、国土交通省が二十年度から確か三カ年計画ということで、新たな、特に地方において既存の施設、使われていない公共施設、それから民間施設を含めた中で、そういうものを活用することで、地域の活性につなげなさいと、そういう工夫をしてくださいということを、今年の確か一月か二月頃に急にパッと打ち出したものを、我々もその情報を見つけて一応提案したと。

で、内容的にはその集落活性化推進事業で、全国に出した国土交通省が集約したデータからですと、二十九件がありました。その中で、国土交通省が考えている自分たちの要綱に、趣旨に添った計画というのはですね、その二十九の中の八項目です。その八項目の中に小値賀は入っております。

で、判断はですね、要綱の趣旨に合っているものが「○(まる)」、合っているか・合っていないか判らないというものが「△(三角)」という表示で、それが確か十四・五件弱あったと思います。それから、それ以外はこの趣旨に合わないという「×(バツ)」という、その答えが、これは総務課を通して申請を出しておりますので、総務課の方に通知が来ております。それを受けて、補助金の申請を出したということでございます。

で、これももし採択をされたときに、それから設計書云々ということになると、時間的に大変余裕がないもんですから、今回は町長部局と相談をして、設計費を、採択はされておりませんが、お願いをしたと…。

これは採択をされないという場合になると、この設計は使えなくなるだろうと今のところは考えておりますが、現時点では今言った二十九の中で、八項目、これ全国です。出されてます。大半見ますと、廃校を使っているというケースが大半のような気がしました。それでも、「×」とかいっぱいありましたので、取りあえず小値賀は国交省が「本来の趣旨に添った計画だよ。」ということでも認めてもらってということを受けてですね、今のところ進めてます。

ただ、答えはまだはつきりは、「いつ来る。」というふうには言っておりませんが、国交省から県を通して、かなり詳細な問い合わせが来ておりますので、今その詰めをやっている最中でございます。

**議長(横山弘藏)** 立石議員

**八番(立石隆教)** ただいまの質疑に関連をいたしますが、教育次長の説明の中に、「図書館協議会に諮って云々」というのがありました。

このふれあいプラザについての、『概要』という説明を私は聞いておりませんね…。その中に図書館の問題が入っているとすれば、今質疑ですから、私の意見を言うわけはいきませんが、私は承知できないという考えを持っています。

採択がなされた、議会に諮られた、そこで喧々諤々やられた、「やっぱりやりません。」というふうには引き返すわけにはいかない。その前の段階でやっぱり協議すべきことではありませんか？

実は、図書館協議会の意見を聴いたと言いますが、私は図書館の利用者の方々に意見を聴くと、「今の場所に置いといてほしい。」というのが圧倒的です。そこら辺の調査も何もしないで、いきなり行政の、そういうことですね、住民のそういう意思を無視して、それを移動させていいのかというのが、私のちよつと疑問であります。

ですから、「ふれあいプラザの内容も知らんという、そういうことを言うのか！」って言われちゃいけませんから、図書館が入っていないなら私も結構ですけど、内容の説明をしてください。どういう形のものを考えているのか。

**議長（横山弘藏）** 教 育 長

**教育長（巖 充也）** このふれあいプラザの内容ですね、基本的には、メインは一応図書館を考えております。

で、その中に、今言われている小値賀の中でも、子どもたち、特に放課後、低学年の子どもたちの受け皿というところがあります。今、『放課後子どもプラン』ということで、文科省、それから厚生労働省が主体となって、特にお家に帰っても誰もいない、保護者の方がいらっしやらないというケースがあつて、そういう受け皿を作ってくれということがあります。

で、小値賀もご存知のとおり、共稼ぎの家庭も増えておりますし、母子家庭とかという子どもさんも増えております。そういうことを含めて、放課後の子どもたちの受け皿、それから地域の中に、読み聞かせのグループ、ご婦人方の会もございまして。そういう地域の人たちの活動拠点にも使えるのでないかということで、複合的な施設ということで、今のところは考えております。その中に、一応図書館というのは今後、小中高の一貫教育の中でも子どもたちの受け皿という面を含めてですね、考えております。

それからもう一つは、これは教育委員会の範疇ではございませんが、今、社会福祉協議会そのものの利用、これからの高齢者とかの利用範疇ということも今後は考えていく必要があるだろうということがありますので、その分野については、当然町長部局の方で考えていただけるようになると思いますが、私どもの中ではそういうことを含めて、それから図書館協議会の中では、より今の、もつと広範囲に施設、一・五倍ほどのスペースがありますので、いろんな機能がもう少し使えるのではないかとということも含めて、ふれあいプラザ、複合的なことで今のところは考えております。

**議長（横山弘藏）** 立 石 議 員

**八番（立石隆教）** まず、その問題をここで議論してもしょうがないので、あんまり突っ込みませんが、今の問題についてはたくさん議論しなければいけないことがいっぱいあります。それを今ここで『見切り発車』でやっていいのかっていうの

は、私は非常に疑問です。

で、もしこれが、図書館とかそういう形では無い形の方がいいということになれば、設計も変わるはずですよ。

であれば、この設計料は、委託料は無駄になります。

先ほどの審議の中で、あの下水道の重要な部分についてもですね、ボーリングをするのについても、経費がかかるということ、そこそこにそれをやった上で進めてきた、そこまで経費を削減しながらやっているとという部署もあるわけですよ。それが全部いかと言くと、そうではないんでしょうが、少なくとも無駄になるかも知れないというものをやっていいのかなあと……。もつとここに出すまでに議論をつめる必要があったのではないかなというふうに思います。

私は、ここで出すことはちよつと控えるべきではないかなというふうに思います。

まあ、教育長がさつき、社協の問題を言いましたけど、社協の問題についても、「あそこは年寄りが来るから図書館を作りたい。」というのが、当時の町長の考えだったんですよ。それが行政の一貫性だと思います。今になって、「あそこが非常にたくさん利用度が高くなってきたから、あそこは出て行け。」という話はおかしいと思います。

そういう議論なんかも含めてですね、いろいろ多方面から議論する必要があると！今、ここでその議論しませんよ。しませんけど、そういう問題が含まれてるんだということ、是非ご理解をいただいて、私はここでの委託料というのは、ほんとうにやるべきかなあというふうに思います。

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） この件については、私の方からちよつと答弁させていただきたいと思いますが、私の聞きましたところ、図書館の協議会では、あっちの、旧の幼稚園の方に持っていくのはかまわないと。ただし、老人関係の図書をですね、今の図書館に残してほしいということ、老人クラブの役員会に行つて、いろいろと説明をいたしました。

その中で、老人クラブのですね、役員の方々の会合をする場所とか、そして個室みたいなところがありますので、そこにですね、「カラオケをして使わせてほしい。」と、いろいろ言われましたので、今、「町民が困る。」というふうに言われておりますが、その方たちは多くは高齢者というふうには聞いておりますが、そういうことで、図書館をですね、そういうふうにご利用してもらえば尚いいということ、是非作つてほしい。」というふうには今は言われたもんですから、この件についてはですね、前の町長が『老人対策』ということ、したということですが、逆に尚使い勝手がよくなるというふうには、

私は考えておりますので、この件はですね、是非計画通りさせていただければと思っております。

議長（横山弘藏） 立石 議員

八番（立石隆教） これやり始めると少し長くなるんですが、そもそも図書館というのは今どこに作るべきかと言うと、人が多く住んでる所に作るべきなんですよ！そういう流れになっているところに、あそこの周りにどれだけの人家がありますか？家はまあ同じぐらいの距離になりますけどね…。

そういうふうなね、理論的と言うか、今の図書館の時代の流れはどういう所に作られてるかという調査もですね、必要なんですよ。

それから、先ほどの説明の中で、図書館と放課後の子どもたちのあれということになりますとね、子どもたちは騒ぎますよね。で、それを「静かにせい！」というのはおかしいですよ。大いに自由にやらした方がいいんですよ。その中で図書館の機能というのはどうやって保つのか、その問題はどう議論しているのか、私は見えてきません。

いろんな問題がそこにはあるんですよ！それを簡単にね、今おっしゃったように、「老人会の皆さんから意見を聞いた。」と言いますが、老人会の皆さん全部が図書館を使ってませんよ！図書館に通ってる人たちの意見を聞いてほしいと私は思いますが、その辺やりますか？

議長（横山弘藏） 町 長

町長（山田憲道） そういう高齢者の人たちが、どういう人たちが行っているというのは周知はしてないんですが、ただ、三年前に「図書館が手狭になるからどうかしてほしい。」ということ、図書館審議会の方から出たということで、教育費の方からですね、増築費が七千何百万出た経緯がございます。

そういうことはちよつと、下の福祉センターの和室の部屋が暗くなると、「それではちよつと出来ないですよ。」ということで、いろいろ検討した結果ですね、幼保一元化のこともあって、幼稚園が空き巣になったから、そこに持って行って、学童保育とか、いろいろの分野ですね、天気の良いときには専用のグラウンドもありますし、雨の日には静かに絵本いろいろ見れますし、そして、今、子どもたちですね、乳児のいろいろの教室等も開いているというふうに聞いておりますので、これは保育所の方でやっていますが、それを幼稚園でやりたいと。

まあ、いろいろあるかとは思いますが、福祉センターの方もちよつと、あそこは福祉センターの施設を少し借用している

所がありますので、その分もですね、「もう返してほしい。」というふうに言われてますので、全部ですね、こういうことをやると丸く収まるんじゃないかということで、今考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

**議長（横山弘藏）** 立石議員

**八番（立石隆教）** 論点を整理をいたしますが、町長がおっしゃってた、あの図書館について手狭である、そして建てるならば何千万ぐらいかかると、それは蔵書の問題です。あそこの図書館のあの状態で、満杯で人がいっぱいいて、そしてその利用者がいっぱいいてですね、あそこはもうとてもじゃなく入りきれませんと、行列をなして人が待ってる段階ですっていう話なら解ります。そうではないんです。

つまり、蔵書を、その本を置く所が無いというところから、七千万の話が出ています。そのときに、「蔵書は、古いもの順に各公民館に分散させたらどうか。」と、私は一つの案を出しております。そのことについて何にも議論していかないのに、何でいきなりこれですか？

だから、「七千万のそれがあるから、この機会にやると、一挙に解決するでしょ。」という話は違うと思いますよ。そこは一つのことをもって、すべてを推し量ろうというのはおかしい。一つ一つ違うんですよ。今、議論を積み重ねてきてることはね。

だから、そこはひとつ整理しながら、是非考えていただきたいなと思いますし、これを一挙に中央突破するっていうのは、私は如何なものかなと思っております。

**議長（横山弘藏）** しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	三十四分	—
—	再開	午後	一時	三十分	—

**議長（横山弘藏）** 再開します。

今の立石議員の質問に対して、答弁をお願いします。

**町長（山田憲道）** お答えいたします。

立石議員さんの意見も尤もだとは思いますが、全体的に考えてですね、やるということでご了解をいただければと思っております。

町 長

議長（横山弘藏） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 第十三款・予 備 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏） 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

松永議員

九番（松永勇治） この地方債の補正につきましては、支援事業から直轄事業として、名称まで変えているわけですから、八頁のですね、地方債の組み方から見て、第二表『地方債補正』は、追加で、「小値賀町担い手育成リースハウス建設事業」二千二百五十万、変更で、「ながさき「食と農」支援事業補助金（経営体育成支援事業）」として五百万減として掲げるべきではないかと思えますけれども、財政課長の見解をお尋ねします。

議長（横山弘藏） 財政課長

財政課長（西村久之） 議員、おっしゃることはご尤もでございます。おっしゃるとおりに、『第二表』の方はそういうふうな書き方をしなければいけなかったというふうに感じております。

それで、一頁目の『地方債の補正』のところも、「第二条 地方債の変更は、」というのはですね、「地方債の追加、変更は、」というふうに変えなければいけなかったというふうに感じておりますので、その点につきましてですね、差し替えをさせていただきたいというふうに思います。

八番（立石隆教） 議長

議長（横山弘藏） 立石議員

八番（立石隆教） 議長にお伺いをいたします。

本案は、今、議長が議案を読み上げたところで上程をされております。

上程をされた議案を、途中で修正するということは可能なのか、手続きはそのままいいのかどうかということについて

てお伺いします。

議長（横山弘藏）　しばらく休憩します。

―	休憩	午後	一時	三十三分	―
―	再開	午後	一時	四十三分	―

議長（横山弘藏）　再開します。

町長より訂正の申し出がありますので、お手元に配布してありますとおり、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。

したがって、訂正することを許可したいと思います。

議長（横山弘藏）　第二表『地方債補正』について、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

立石議員

八番（立石隆教）　私は、本案に反対の立場から討論をいたします。

この提案された補正予算案の中に、「ふれあいプラザ整備事業費」というのがございます。

この中においての内容については、図書館の移転というものが大きなもののようにございますが、この中に含まれている児童保育、放課後におけるところの子どもたちの勉強とか、そういうものに使うということについては賛成であります。図書館ということについては私は、出来るだけ今の時代の趨勢から言いますと、人家の多い所に図書館は作るというのが流れであります。その流れから反するような、図書館移転のことを前提とした整備事業費については、私は到底認められません。

これについては問題点としては、例えば、図書館等を移転したときに、例え分館を作ったところで、その分館のために人件費がどうなるのかとか、運営はどうなるのかという問題、それからお年寄りの移動についての問題をクリアしたいという

このようですが、それについても経費がどれぐらいかかるのか、そういうふうな諸問題がたくさんございます。

学童の皆さんが自由に遊べるような施設になる片方で、静かにしてもらわなければいけない図書館というのがドッキングするということですが、ほんとにいいことなのかどうかということが、実は私が危惧するところであります。

そういうことにおきまして、私は到底こういうふうなものが含まれている本案については賛成できませんので、反対をいたしたいと思えます。

**議長（横山弘藏）** ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（横山弘藏）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三六号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第三六号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**議長（横山弘藏）** 起立多数です。

したがって、議案第三六号、平成二十年度小値賀町一般会計補正予算（第一号）は、原案のとおり可決されました。以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、六月二十日は、午前九時三十分より開議します。

― 午後 一時 四十七分 散会 ―